

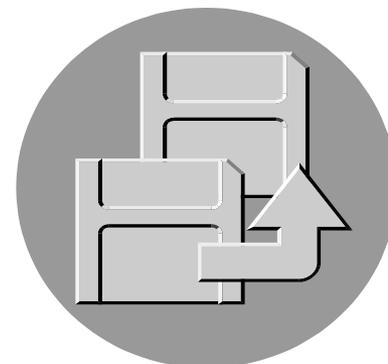
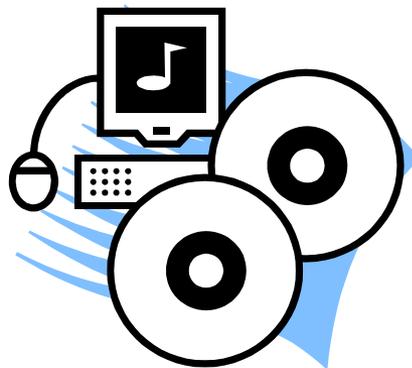
# マルチメディア時代の著作権

---

岩手県立総合教育センター

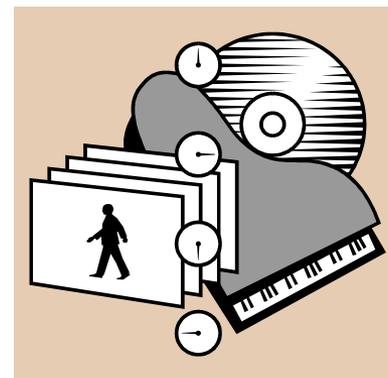
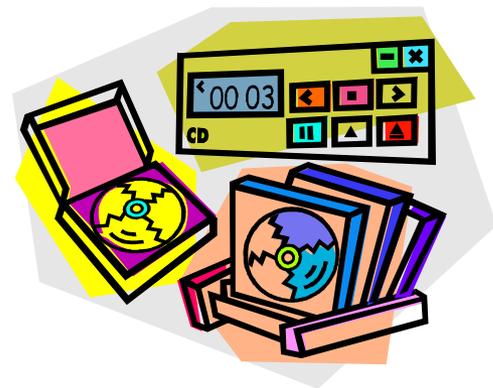
# デジタル教材

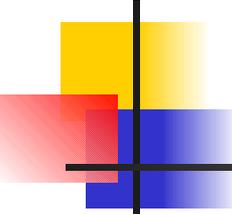
- コピー → 劣化しない, 長期保存容易  
(アナログは劣化していく)
- 編集・加工 → 容易  
(アナログは専門的知識必要)



# 著作権

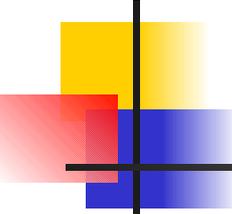
- 知的所有権(知的財産権)のひとつ
- 著作物の作成者に与えられる権利
- 作成した段階で自動的に権利が生じる
- 平成16年1月1日に改正になった





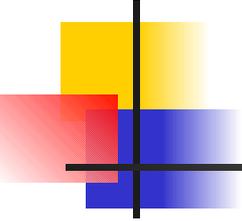
## 著作権法 第三十五条(改正後)

学校その他の教育機関において**教育を担当する者及び授業を受ける者**は、その**授業の過程における使用**に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製等することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。**



## 著作権法 第三十五条 2項

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、**当該授業を直接受ける者に対して**当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、**当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**



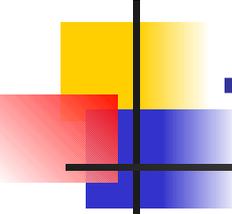
# 配慮すること

---

- デジタル教材を**作成**するとき
- デジタル教材を**利用**するとき
- デジタル教材を**配布**するとき

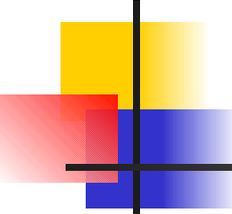
# デジタル教材を**作成**するとき

- 人が作ったものを勝手に使わない  
(授業では使えるが、配布はできない)
- 動画，静止画・・・要注意  
(何が映っているか，誰が映っているか，  
何が聞こえているか，何から撮ったか)
- 音声，音楽・・・要注意  
(誰の声か，何の音か，自作音楽か)
- 市販品のコピーは絶対不可！



# デジタル教材を**使用**するとき

- 自作教材の場合・・・問題なし
- 他の人が作成した教材の場合・・・要注意  
(利用規程, マニュアル等を見る)  
(**授業**だけで使う。)
- 市販品のコピーは授業であってもダメ!  
(PC台数分 or 人数分購入すること)
- 違法コピーの巣窟 → 教育現場



# デジタル教材を配布するとき

- 素材から全て自作教材の場合・・・問題なし
- 他の人が作成した教材の場合・・・×  
(基本的に公開も配布もできない)  
(OKの場合もある。フリー, IPA画像等。  
ただし, 決まりを守ること。出典元表示等)
- 市販品の複写, 一部利用, 絶対不可!